

令和3年度までの取組について

犯罪被害者等基本法

- 第5条において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定。
- 第7条において、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、国、地方公共団体、関係機関等が相互に連携を図りながら協力しなければならないと規定。



本県における犯罪被害者等支援の取組を具体化

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

第21条 犯罪被害者等支援の推進

- 犯罪被害者等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者・その家族等）の権利利益を保護し、再び平穏な生活を営むことができるよう、①犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進、②国、市町村その他の関係機関等との連携による支援、③犯罪被害者等の支援に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

《犯罪被害者等支援の推進》 主な取組は以下のとおり

10 ある施策のうちの1つとして、犯罪被害者等支援を位置付け

① 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進

◆犯罪被害者等支援団体の活動促進

（公社）ふくしま被害者支援センターが実施する、犯罪被害者等に対する電話及び面接相談、物品の供与又は貸与、付き添い支援などの役務の提供、犯罪被害者等給付金の裁定申請補助等、犯罪被害者等支援の必要性・重要性に関する広報及び啓発事業等について、その円滑な活動を促進するため、各種援助を行う。

② 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援

◆総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進

国、県、市町村、警察、関係機関等が緊密な連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定や計画、指針等の策定を支援する。

◆市町村の取組の促進

市町村職員を対象とする犯罪被害者施策研修会等を通じて、被害者支援の意識の醸成、支援体制の充実を図る。

◆関係機関等との連携による性犯罪被害者等の相談・支援体制の充実

「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」に加え、関係機関団体等が連携・協力し、性犯罪被害者等が安心して相談できる環境の整備と適切な支援を行い、更なる支援体制の充実を図るとともに、県民に広く周知広報する。

③ 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発

◆犯罪被害者週間による周知啓発

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせて、啓発事業を集中的に実施するとともに、広報誌等の各種メディアを活用した広報などによる周知啓発に取り組む。また、市町村や関係機関、団体等に対して、同週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう働きかけを行う。

◆中高生等に対する被害者支援の啓発

中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。

◆学校へのカウンセラー派遣

心に傷を負った児童生徒に対して、臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を持つスクールカウンセラーを派遣して心のケアに当たるなど、保護者・学校関係者等の連携の下、児童生徒がPTSD等にならないよう、心の回復を支援する。



犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定 | 令和3年度

福島県犯罪被害者等支援条例 *概要は別紙のとおり

- 京都アニメーションの放火事件、令和2年5月発生の本県三春町での故意のひき逃げ事件の発生などの社会的な背景もあり、犯罪被害者等支援への関心の高まり。
- 犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、二次被害にも苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくないことから、犯罪被害者等を地域で支え、県民が安心して暮らすことができる社会の実現が求められている。



犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定

—福島県犯罪被害者等支援条例 令和3年10月制定/令和4年4月1日施行—

第9条 犯罪被害者等支援計画

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする。

福島県犯罪被害者等支援計画 *概要は別紙のとおり

- 条例第9条の規定に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた基本計画。
- 計画期間：令和4年度～令和7年度
- 進行管理：毎年度、本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、県ホームページにおいて公表するとともに、福島県犯罪被害者等支援施策推進会議において、進捗状況の点検や検証、必要に応じて取組の見直しを行う。

福島県犯罪被害者等 支援条例

～被害者をみんなで支え、安全で安心な社会へ～



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギュっとちゃん

福島県では、犯罪等により被害に遭われた方やその御家族、御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

福島県生活環境部男女共生課

TEL:024-521-7188 FAX:024-521-7887

E-mail:danjo@pref.fukushima.lg.jp

条例の基本理念

福島県では、条例の基本理念に基づき、関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の支援を推進していきます。



条例の基本理念

- ◆ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ◆ 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- ◆ 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- ◆ 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

周囲の皆さんの理解と配慮が大切です

犯罪被害者等にとって、周囲の人たちの温かい支えは回復への大きな力となります。

一方で、誹謗中傷や無責任なうわさ話はもちろんのこと、無理に励ますような言葉（「頑張って」「運が悪かった」など）は、逆に犯罪被害者等を傷つけてしまうことがあります。

犯罪被害者等に接するときは、置かれている状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄り添った配慮をしましょう。



直接的な被害

命を奪われる・家族を失う

けが・障がいを負う

財産を奪われる



二次被害

精神的なショックや身体の不調

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

無責任なうわさ話や過剰な取材・報道による精神的被害

医療費の負担や失職・休職などによる経済的困窮

福島県犯罪被害者等支援条例の概要

第1章 総則

第1条 目的

- 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条～第8条 責務等

- 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施する。
- 県民、事業者、市町村、民間支援団体は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、県の実施する施策に協力するよう努める。

第2章 推進の体制等

第9条 犯罪被害者等支援計画

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定める。

第3章 基本的な施策

第12条 相談及び情報の提供等

- 犯罪被害者等が抱える問題への相談対応や支援に精通した者の紹介などの施策を講ずる。

第13条 日常生活の支援

- 犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずる。

第14条 心身に受けた影響からの回復支援

- 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる。

第15条 安全の確保

- 犯罪被害者等が再被害や二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずる。

第16条 居住の安定

- 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害や二次被害を防止するために必要な施策を講ずる。

第17条 雇用の安定

- 犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者に対する啓発などの必要な施策を講ずる。

第18条 経済的負担の軽減

- 経済的な助成に関する情報提供や助言などの必要な施策を講ずる。

第19条 大規模事案における支援

- 死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合について、犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、支援の体制を整え、必要な支援を行う。

第20条 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援

- 民間支援団体その他関係機関と連携して、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じるなど、必要な施策を講ずる。

第21条 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

- 犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練や啓発などの必要な施策を講ずる。

第22条 県民の理解の増進

- 県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などについての理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実などの必要な施策を講ずる。

第23条 学校における教育の実施等

- 児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育などの必要な施策を講ずる。

第24条 人材の育成

- 相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者を育成するために必要な施策を講ずる。

第25条 支援従事者の二次受傷に対する支援

- 支援従事者の安全を確保するため、研修、相談、支援などの必要な施策を講ずる。

第26条 民間支援団体に対する支援

- 民間支援団体が適切かつ効果的に支援を推進することができるよう、情報の提供や助言などの必要な施策を講ずる。

第27条 個人情報の適切な管理

- 県や支援従事者は、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。



主な犯罪被害者等相談窓口



福島県

《総合的対応窓口》生活環境部男女共生課
【平日】8:30~17:15 TEL.024-521-8718

警察

《犯罪被害相談》県警察本部県民サービス課
【平日】8:30~17:15 TEL.024-522-2151(代表)
又は最寄りの警察署

(公社)ふくしま被害者支援センター

《電話相談・面接相談、直接的支援など》
【平日】10:00~17:00 TEL.024-533-9600
※福島県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク加盟

性暴力等被害救援協力機関 SACRAふくしま

《性暴力等被害者相談》
【平日】10:00~17:00
TEL. #8891又は024-533-3940

※上記以外の時間でも国のコールセンターに電話が転送され、相談をすることができます。

福島県女性のための相談支援センター

《電話相談等》
【祝日・年末年始を除く】9:00~21:00
TEL.024-522-1010

日本司法支援センター 法テラス

《相談窓口紹介、支援制度紹介、弁護士紹介》
【平日】9:00~21:00 【土曜】9:00~17:00
TEL.0120-079714

福島地方検察庁被害者ホットライン

《犯罪被害者の司法手続きに関する相談》
【平日】9:00~17:00 TEL.024-534-5135

地方法務局

《みんなの人権110番》
【平日】8:30~17:15 TEL.0570-003-110

犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口 【平日】8:30~17:15

福島市	生活課	TEL.024-535-2121	三島町	総務課	TEL.0241-48-5511
会津若松市	環境生活課	TEL.0242-39-1221	金山町	保健福祉課	TEL.0241-54-5131
郡山市	男女共同参画課	TEL.024-924-3351	昭和村	総務課	TEL.0241-57-2115
いわき市	市民生活課	TEL.0246-22-7446	会津美里町	総務課	TEL.0242-55-1119
白河市	生活防災課	TEL.0248-22-1111	西郷村	防災課	TEL.0248-21-5190
須賀川市	市民安全課	TEL.0248-88-9128	泉崎村	住民生活課	TEL.0248-53-2112
喜多方市	危機管理課	TEL.0241-24-5272	中島村	住民生活課	TEL.0248-52-2112
相馬市	生活環境課	TEL.0244-37-2144	矢吹町	まちづくり推進課	TEL.0248-42-2112
二本松市	生活環境課	TEL.0243-55-5102	棚倉町	総務課	TEL.0247-33-2111
田村市	社会福祉課	TEL.0247-81-2273	矢祭町	町民福祉課	TEL.0247-46-4574
南相馬市	生活環境課	TEL.0244-24-5240	埴町	健康福祉課	TEL.0247-43-2115
伊達市	生活環境課	TEL.024-575-1290	鮫川村	住民福祉課	TEL.0247-49-3112
本宮市	生活環境課	TEL.0243-24-5361	石川町	総務課	TEL.0247-26-2111
桑折町	健康福祉課	TEL.024-582-1134	玉川村	総務課	TEL.0247-57-4621
国見町	住民防災課	TEL.024-585-2116	平田村	住民課	TEL.0247-55-3112
川俣町	総務課	TEL.024-566-2111	浅川町	総務課	TEL.0247-36-4121
大玉村	住民生活課	TEL.0243-24-8091	古殿町	健康福祉課	TEL.0247-53-4616
鏡石町	総務課	TEL.0248-62-2111	三春町	住民課	TEL.0247-62-8126
天栄村	住民福祉課	TEL.0248-82-2119	小野町	町民生活課	TEL.0247-72-6933
下郷町	健康福祉課	TEL.0241-69-1199	広野町	環境防災課	TEL.0240-27-2114
檜枝岐村	住民課	TEL.0241-75-2502	楢葉町	住民福祉課	TEL.0240-23-6102
只見町	町民生活課	TEL.0241-82-5100	富岡町	生活環境課	TEL.0240-22-9004
南会津町	住民生活課	TEL.0241-62-6120	川内村	住民課	TEL.0240-38-2113
北塩原村	住民課	TEL.0241-23-3113	大熊町	住民課	TEL.0240-23-7146
西会津町	福祉介護課	TEL.0241-45-2214	双葉町	住民生活課	TEL.0240-33-0126
磐梯町	町民課	TEL.0242-74-1215	浪江町	総務課	TEL.0240-34-0235
猪苗代町	総務課	TEL.0242-62-2111	葛尾村	住民生活課	TEL.0240-29-2112
会津坂下町	生活課	TEL.0242-84-1500	新地町	町民課	TEL.0244-62-2115
湯川村	住民課	TEL.0241-27-8810	飯舘村	健康福祉課	TEL.0244-42-1633
柳津町	町民課	TEL.0241-42-2118			

福島県犯罪被害者等支援計画の概要

第1章 計画の基本的事項

○計画の位置付け

福島県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

○基本方針

- ①個人としての尊厳の尊重
- ②事情に応じた適切な支援
- ③途切れることのない必要な支援の提供

○計画の期間

令和4年度から令和7年度まで（4か年）

○進行管理

毎年実施状況を取りまとめ、第三者による「福島県犯罪被害者等支援計画有識者会議」を設置して検証を行う。

第2章 犯罪被害者等の現状

○県内における犯罪被害者等の状況

- ・ 県内の刑法犯認知件数及び重要犯罪認知件数は年々減少している。
- ・ 一方で、（公社）ふくしま被害者支援センターにおける相談支援件数（電話相談、面接相談、直接的支援）は増加傾向にあり、中でも性犯罪・性暴力被害に関する電話相談件数の増加が大きい。

第3章 施策推進の考え方

○基本目標

「犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現」

○施策の柱

条例（第12条～第27条）において定めた「基本施策」を取組内容に応じて次の4つの「施策の柱」により体系的に位置付け、推進する。

施策の柱1 総合的な支援体制の整備・充実

施策の柱2 生活再建のための経済的支援

施策の柱3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

施策の柱4 県民の理解の増進と配慮

第4章 具体的な施策の内容（主なもの）

施策の柱1

相談及び情報の提供等（第12条関係）

○ワンストップで相談対応できる体制の整備

県総合的対応窓口において、生活支援における県機関及び市町村等との総合的な連携・調整を行う。また、大規模事案や中長期的な支援に当たり、関係機関との「支援の調整を行うための会議」を開催する。

○性犯罪等被害者支援の体制の充実・強化

性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおける24時間365日の支援体制の確保等、支援体制の強化を図る。

○市町村における支援体制の充実に向けた取組

市町村における条例の制定や施策一覧表の作成を促進するとともに、「犯罪被害者支援ハンドブック」を改定し、配布するなど、市町村における支援体制の充実及び連携の強化を図る。

施策の柱2

経済的負担の軽減（第18条関係）

○犯罪被害者等見舞金制度等の創設及び運用

犯罪被害者等に対し、市町村と連携して見舞金及び転居費用を支給する制度を創設、運用することで、被害直後における経済的な負担の軽減を図る。

施策の柱3

心身に受けた影響からの回復支援（第14条関係）

○カウンセリングの充実

犯罪被害者等が心身に受けた影響の回復を支援するため、カウンセリング費用の公費負担のほか、各種保健医療・福祉サービス、スクールカウンセラー等との連携により支援の充実を図る。

施策の柱4

県民の理解の増進（第22条関係）

○県民の理解の増進

講演会の開催や広報啓発用リーフレットの作成、県内巡回パネル展示、企業・団体への講師の派遣などにより、犯罪被害者支援に関する県民の理解の増進を図る。